

件名	保健所使用料条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	健康保険法（平成 18 年 6 月 21 日法律代 83 号）及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号）第 7 条により老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、次の条例について改正する。</p> <p>（ 1 ）保健所使用料条例</p> <p>（ 2 ）愛媛県レントゲン自動車使用料条例</p> <p>（ 3 ）愛媛県公営企業の設置等に関する条例</p> <p>（ 4 ）愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例</p> <p>（ 5 ）愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例</p> <p>2 改正内容</p> <p>（ 1 ） 法律の名称が「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められることから、条文を整備する。</p> <p>（ 2 ） 「医療」の文言が「療養の給付」に改められたことから、条文を整備する。</p>	
施行日等	平成 20 年 4 月 1 日。
【その他参考事項】	